

☆平成 28 年度 浦添市保育所等保育料☆

階層	区分	保育料(月額)			
		3歳未満児		3歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
1	生活保護世帯	0	0	0	0
2	市民税非課税世帯	8,000	7,860	5,500	5,400
	※ 母子・父子 障害者世帯	0	0	0	0
3	48,600 円未満	15,000	14,740	12,500	12,280
	※ 母子・父子 障害者世帯	13,000	12,770	10,500	10,320
4	97,000 円未満	25,000	24,570	22,000	21,620
5	169,000 円未満	36,000	35,380	27,000	26,540
6	301,000 円未満	45,000	44,230	29,000	28,500
7	397,000 円未満	55,000	54,060	31,000	30,470
8	397,000 円以上	65,000	63,890	33,000	32,430

※第二子は半額、第三子は無料となります。(対象児童については★2をお読みください。)

※保育料算定のための住民税額決定の際、「住宅借入金等特別控除額」、「電子証明書(e-tax)等特別控除額」、「寄付金控除」、「配当控除額」、「外国税控除額」は控除の対象となりませんのでご注意ください。

★1 保育料算定方法について

平成 27 年度より「子ども・子育て支援新制度」が始まり、保育料の算定方法が変わりました。これまでは、保護者の所得税で算定していましたが、新制度では、保護者(父+母)の住民税所得割額で保育料が算定されます。また、源泉徴収票や申告書の写し等は提出の必要がありません。(※浦添市外に住所があった方は次のページの★3をお読みください。)

平成 28 年 4 月から 8 月までは平成 27 年度の住民税で保育料を算定し、平成 28 年 9 月から平成 29 年 3 月までは平成 28 年度の住民税をもとに保育料が算定されます。申告期間に申告の漏れがないようにしてください。保育料算定時に税情報が確認できない方は、仮算定となります。

☆新制度では、毎年 9 月が保育料の切り替え時期となります。



★2 きょうだい児入所による保育料の減免(多子軽減)

保育所等に在園中で、同一世帯の就学前児童が保育所等や幼稚園、児童発達支援等に入園、または利用している場合、多子軽減として第二子は半額、第三子以降は無料になります。(一部対象外の施設があります。)

保育所等や公立幼稚園にのみ 2 人以上在園している場合は、届け出の必要はありません。

※私立幼稚園、児童発達支援等の施設に入園、または利用している場合は、在園証明書や利用証明書の提出が必要です。

※該当する世帯は提出漏れがないよう、ご注意ください。